

令和元年度障がい者相談支援体制機能強化会議報告

【1】 目的

各地域の障がい者相談支援体制の整備及び質の向上を図るため、障がい者総合支援センターの基幹化等、各地域における相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ（例：人材育成体制、地域移行体制、権利擁護体制、地域自立支援協議会事務局体制 等）ごとに必要な者を参集し、その協議及び情報交換等を行う。本年度は、地域生活支援拠点等の運用体制の強化を目的に「地域の拠点機能を担う機関の支援の連携」という視点での事例を積み上げ、対応を学ぶ。

＜本年度テーマ＞

「障がい者総合支援センター機能と基幹相談機能整理と他領域連携による地域生活支援の更なる向上」

＜サブテーマ＞

- ① 地域生活支援拠点等の充実に向けた進捗と情報共有
- ② 他領域連携による地域生活事例と連携システムの構築に向けた情報集約
 - * 各圏域の相談支援体制の重層化
 - * 相談支援の質の担保への取組み／基幹相談支援センターへの主任相談支援専門員の配置に向けて
- ③ 令和2年度の他領域連携＝地域包括ケアシステムの協議の場の設置
(第5期障害福祉計画の必須目標を目指す各圏域の体制整備を図る) への準備

【2】 会議の開催状況

第1回 令和元年5月14日（火） 長野県安曇野庁舎

- ・今年度の取組みについて
- ・新たな体制での相談支援従事者養成研修の実施について（実地教育の依頼）

第2回 令和元年7月16日（火） 長野県総合教育センター

- ・基幹相談支援センターの強化について、「基幹機能整理シート」を基に役割について協議。

※第1回障がい者総合支援センター連絡会議を同日開催

第3回 令和元年10月24日（木） 長野県総合教育センター

- ・自立支援協議会フォーラム

第1部 講演「地域づくりのために～地域包括ケアシステムとは～」

第2部 分科会「地域づくりのために～それぞれができることを考えよう～」

※第2回障がい者総合支援センター連絡会議 令和元年12月3日（火） 松本合同庁舎

- ・地域生活支援拠点等の今年度の取組と地域課題について情報共有

第4回 令和2年2月12日（火） 長野県庁

- ・地域生活支援拠点等の進捗状況について
- ・まとめと来年度の取組みについて

【3】 成果

- ・地域づくりに向け、地域包括ケアシステムの基本的な考え方について共有した。
- ・相談支援体制と地域生活支援拠点等整備から地域づくりについて整理を行った。

【4】 来年度に向けて

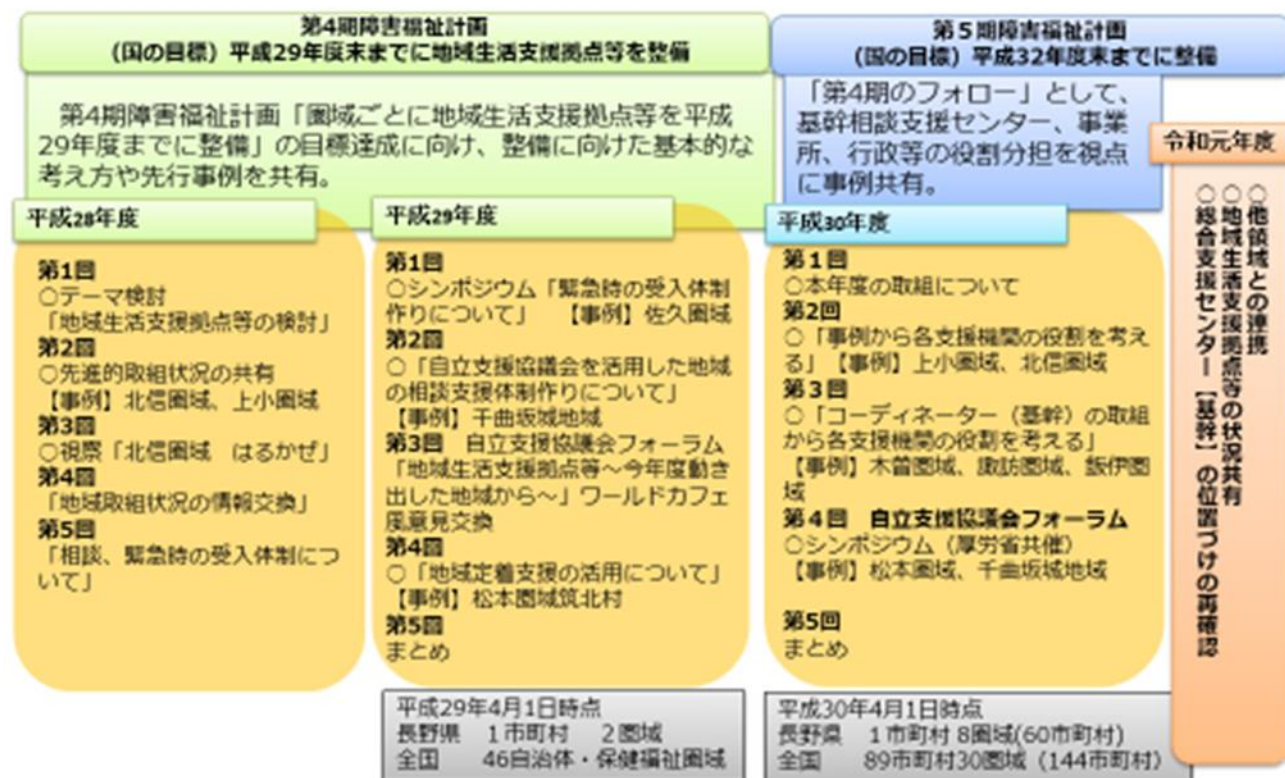
- ・第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の推進の状況について共有しながら、以下を柱に圏域の後方支援を行っていく。

- ① 各圏域の相談支援体制の重層化
- ② 地域生活支援拠点等の充実に向けた進捗と情報共有
- ③ 地域づくり（地域包括ケアシステムの構築）に向けて

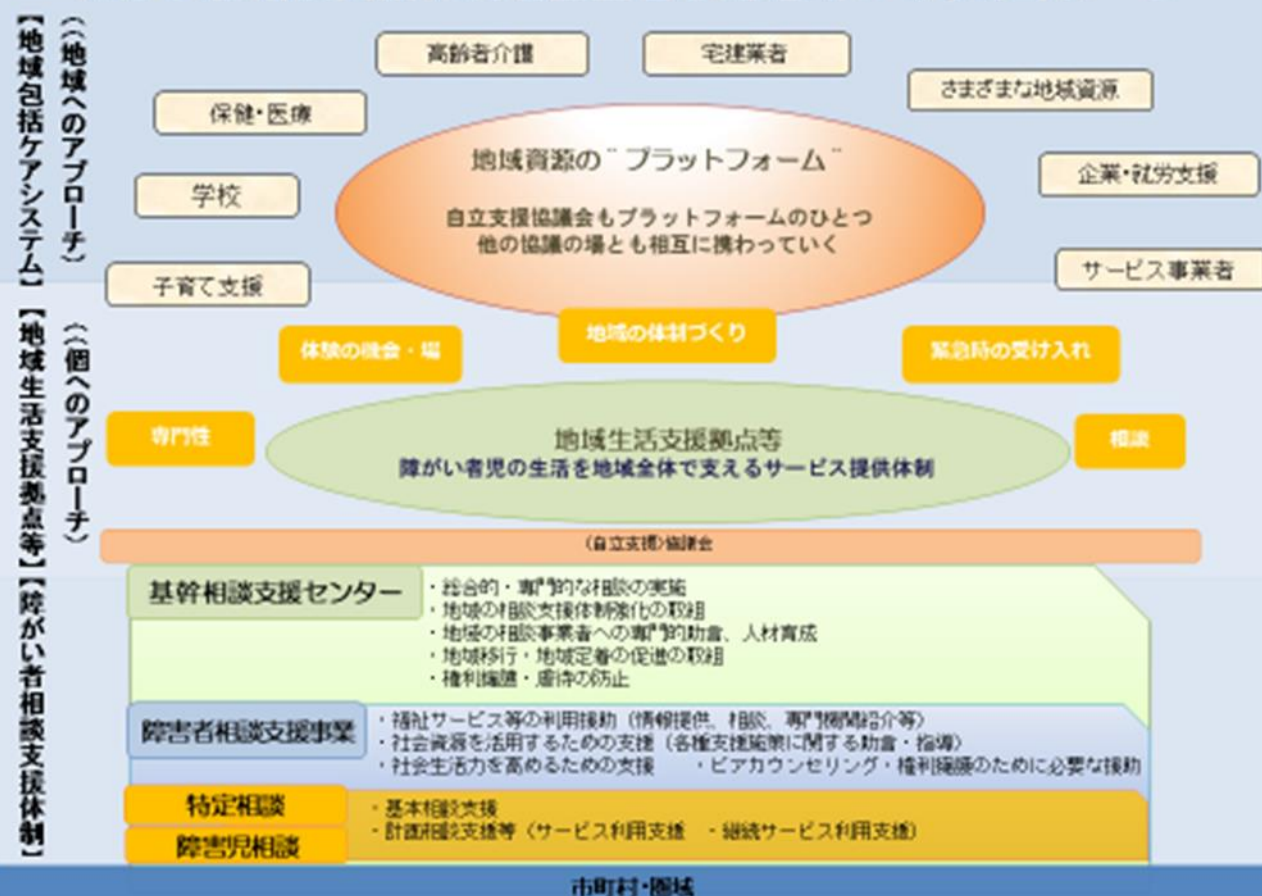
機能強化会議における地域生活支援拠点等整備促進の取組経過

＜障がい者相談支援体制機能強化会議＞

各地域における相談支援体制の機能強化に向けた各テーマに必要な者を参集し、協議、情報交換を行う。



障がい者相談支援体制を基盤とした地域づくりのイメージ



地域生活支援拠点等の整備について

1 地域生活支援拠点等の整備計画等について

(1) 第5期障害福祉計画（2018～2020年度）における成果目標

第4期障害福祉計画において、平成29年（2017年）度末までに「地域生活支援拠点を市町村または圏域に少なくとも一つ整備する」として取組を進めてきたところであり、概ね目標どおり体制が整備されつつあることから、今後は拠点体制の充実・強化を図る必要がある。

(2) 地域生活支援拠点等に求められる5つの機能

①相談支援

地域移行支援及び地域定着支援による常時の連絡体制や緊急時等の相談支援、親元からの自立や地域での暮らしなどにあたっての相談等に応じる機能

②体験の機会・場の提供

地域生活移行や親元からの自立等にあたり、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

③緊急時の受入れ・対応

地域で生活する障がいのある方の急な体調不良や保護者等の急病などの場合に備え、短期入所等による緊急受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能

④専門的人材の養成・確保

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方などに対し、専門的な対応ができる体制の確保や専門的支援ができる人材を養成する機能

⑤地域の体制づくり

コーディネーターの配置等により、地域の障がいのある方やその家族などの様々なニーズに対応するサービスやそれらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

※どの機能をどの程度整備するかについては、地域の実情に応じ各圏域が検討する。

※県自立支援協議会内に設置する「障がい者相談支援体制機能強化会議」において、市町村及び障がい者総合支援センターの担当者などによる拠点整備に向けた意見交換等を実施している。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ) ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

